

議案第54号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正について  
天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年9月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号）の  
一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り  
上げる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の  
規定により資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。